

令和7年度万博を契機とした奥大和への周遊型観光促進事業 実施業務委託仕様書

1. 業務名

令和7年度万博を契機とした奥大和への周遊型観光促進事業実施業務

2. 事業目的

奈良県の南部・東部に位置する奥大和。この地の神秘的な自然は、古来より人々の信仰心を呼び起こしてきた。世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に含まれる3つの霊場のうちの一つ、吉野・大峯は日本独自の宗教である修験道の聖地として、今もなお多くの人々が修行に訪れ、この地に根付いた精神文化を体感することができる貴重な場所であり、ホンモノの体験を通じた異文化理解を求める欧米豪のマーケットとの親和性が高い。

多くのインバウンド客が見込まれる2025年大阪・関西万博は、奥大和地域の観光事業者にとってはまたとない好機である。本業務においては、「令和6年度万博を契機とした奥大和への周遊型観光促進事業」において、欧米豪富裕層をターゲットに造成した奥大和固有の地域資源を活かした体験型観光コンテンツ（下記〈令和6年度に造成した体験型観光コンテンツ〉を参照）を効果的に発信し、継続的な販売・誘客に結びつけるため、B to B および B to C 向けのプロモーションを一体的に実施する。

<事業エリア>

明日香村・吉野町・天川村を主とする奈良県南部・東部の19市町村（別紙1）

<ターゲット>

主に、20～30代のミレニアル世代や40～50代のアーリーリタイア世代を中心とした「ホンモノの魅力・体験」を重視する欧米豪富裕層。

<令和6年度に造成した体験型観光コンテンツ>

- ① 天川村龍泉寺での修行（護摩行、水行）体験
- ② ドイツ出身僧侶を先達に大峯修験の道を歩く
- ③ 創業800年余りの寿司屋で学ぶ、味わう体験
- ④ イギリス出身ガイドと自転車で巡る 五感で体感する飛鳥
- ⑤ 明日香村で日本の食を感じる おむすびづくり体験
- ⑥ 明日香村で暮らすように泊まる3日間

コンテンツの詳細については、参考資料「令和6年度造成コンテンツブック」を参照すること。

3. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月23日まで

4. 業務内容

(1) B to B プロモーション

① セールスプロモーションの実施

- ・ 本事業のターゲット層を顧客にもつ国内のランドオペレーター等に対してセールスプロモーションを実施すること。
- ・ また、大阪や京都、奈良市内などに滞在中の訪日外国人客の奥大和への誘客を図るため、富裕層向けホテルなどに向けたセールスプロモーションを実施すること。
- ・ セールス先数 10社以上
- ・ セールス回数 各社2回以上としセールス後のフォローアップを必ず行うこと。
- ・ セールス先の選定にあたっては、対象となるランドオペレーターや富裕層向けホテル等をリストアップし事前に県と協議の上で決定すること。
- ・ セールス時の資料として、県が令和6年度事業において作成したコンテンツタリフとコンテンツブックのデータ（どちらも日本語/英語版有り）を本事業の受託事業者提供できるものとする。なお、受託事業者において必要に応じてデータの時点更新を行うこと。
- ・ セールス訪問にかかるアポ取り、連絡調整、商談結果の記録・整理等を行うこと。
- ・ セールス先への県職員の帯同は可能とする。その際、県職員にかかる費用は本委託費には含めない。

② FAMトリップの実施

- ・ 本事業のターゲット層を顧客にもつ国内のランドオペレーターや富裕層向けホテルのコンシェルジュ等を招請したFAMトリップを実施すること。
- ・ 招請社数 10社以上（2泊3日の行程）
- ・ 各コンテンツの魅力が十分に伝わる行程を設計し訪問先と調整すること。
- ・ 招請者の選定にあたっては、①で実施するセールス等の結果を踏まえ、コンテンツの取扱いに意欲的である者とし、事前に県と協議の上で決定すること。
- ・ 招請にかかる交通費やコンテンツの体験費用、施設入場料等ツアーの円滑な実施に必要な経費については見積に含めること。
- ・ FAMトリップにおいて、通訳が必要な場合は適宜手配すること。行程上、

- 通訳者の食事や宿泊施設が必要となる場合は、その経費を見積に含めること。
- ・ 招請者に対してヒアリングやアンケート調査等を実施し、FAM トリップ実施後にコンテンツや行程の課題抽出、検証を実施し、その結果をコンテンツ実施事業者等にフィードバックを行うこと。
 - ・ 全行程における案内及び検証結果の取りまとめ等を行う担当者をツアーに随行させること。
 - ・ 旅行傷害保険へ加入し、加入費は見積に含むこと。

(2) B t o C プロモーション

S N S 等を活用したプロモーションの実施

- ・ 本事業のターゲット層に影響力のあるインフルエンサー等を招請し S N S 等で発信すること。
- ・ 招請者数 2 名以上
- ・ 招請するインフルエンサー等の選定にあたっては事前に県と協議の上で決定すること。
- ・ 招請したインフルエンサー等が全てのコンテンツを体験、取材、発信するための F A M トリップを実施すること。
- ・ 招請にかかる交通費やコンテンツの体験費用、施設入場料等ツアーの円滑な実施に必要な経費については見積に含めること。
- ・ インフルエンサー等を日本国外から招請する場合は、入国時の査証手続き等について、国内受け入れ責任者として対応すること。
- ・ FAM トリップにおいて、通訳が必要な場合は適宜手配すること。行程上、通訳者の食事や宿泊施設が必要となる場合は、その経費を見積に含めること。
- ・ 旅行傷害保険へ加入し、加入費は見積に含むこと。

(3) 効果検証業務

① 効果検証の対象

- ・ (1)、(2) の業務により得られるターゲット層の認知度向上及び誘客促進の成果。

② 効果検証の手法

- ・ 成果の指標となる具体的な KPI 値を、算出の根拠、効果検証を行う際の測定方法とあわせて提案の中で示すこと。
- ・ KPI 値は「認知度向上」と「誘客促進」に分けて設定すること。
- ・ KPI 値の設定については県と協議の上で決定すること。
- ・ (1)、(2) の業務終了後に KPI 値を測定し検証を行うこと。

③ 検証・分析結果のフィードバック

- ・ 検証の結果得られた課題を分析し、各コンテンツのブラッシュアップや今後の有効なプロモーションの手法等について、コンテンツ実施事業者提言及び県に対し提言を行うこと。

(4) 業務実施報告書の作成

- ・ 各業務の実施概要、記録写真等について取りまとめ、報告書を作成すること。
- ・ 報告書については、外部への説明等に活用するため、原則 Microsoft Office を使用し、編集可能な形で提出すること。
- ・ 報告書の作成にあたっては、権利関係の処理は受託者の責任において行うこと。

5. スケジュール（予定）

県が想定する業務実施スケジュールは以下のとおり。

契約締結後、具体的な業務フロー及びスケジュールは県と協議し決定することとするが、業務の目的や内容を踏まえて現実的かつ効果的・効率的なスケジュールを提案すること。

令和7年4月	キックオフ会議（スケジュール確認等）
5月～6月	国内ランドオペレーター等へのセールスプロモーション（1）
9月	インフルエンサー等向け FAM トリップの実施
10月	ランドオペレーター等向け FAM トリップの実施
令和8年2月	国内ランドオペレーター等へのセールスプロモーション（2）
3月	実施報告書の提出

6. 執行体制

受託者は、主担当者、副担当者を明確にし、業務内容を常に複数の者が把握し、県からの問い合わせについて常に対応可能な体制を取ること。

7. 留意事項

(1) 一括再委託の禁止

- ① 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- ② ただし、本業務を効率的に遂行するにあたり、必要と思われる業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ本県に申請の上、承認を得なければならない。
- ③ 受託者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。

(2) その他

- ① 本業務を円滑に遂行するため、定期的に県と打ち合わせを実施し、本業務の進捗状況を適宜県に報告する等、県との連絡調整を十分に図ること。また、県との打ち合わせの際には、その内容を議事録に記録し、打ち合わせ終了後速やかに県に提出すること。
- ② 受託者は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）に基づき、別紙2を遵守すること。
- ③ 本業務を遂行するにあたり、個人情報扱う際には、別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ④ 本業務を遂行するにあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別紙4「情報セキュリティにかかる特記事項」について留意すること。
- ⑤ 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- ⑥ 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、県と協議のうえ対処するものとする。

奥大和地域（奈良県南部・東部 19 市町村）



南部地域 五條市、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）、御所市、高市郡（高取町、明日香村）

東部地域 宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曾爾村、御杖村）

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を事業所内から持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第9 乙は、甲の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができる。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第11 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況等についての指示等)

第12 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。
2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 「甲」は「奈良県」を、「乙」は「受託者」をいう。

情報セキュリティに係る特記事項

業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること。

記

(情報へのアクセス範囲等)

第1 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第2 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていることを明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第3 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第4 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第5 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第6 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第7 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第8 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第9 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第10 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第11 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること